

登録および移籍

登録規程

第1条（登録規程）

本規程の第2条から第13条は、会員チームが保有するチームの選手及びスタッフ等（以下「選手等」という）のWJBL登録（以下、「登録」という）に関する規則を定めるものである。

第2条（登録の目的）

登録は、当該年度（4月1日～翌3月末日）におけるWリーグを含む公式試合を円滑かつ公平に運営することを目的とする。したがって登録に係る申請内容は、真実に基づくものでなければならない。

第3条（登録の条件）

登録できる選手は、現に日本国籍を有する「日本人選手」と「外国籍選手」で、外国籍選手については、通算5年以上日本国に在留していることを要し、登録前にWJBL理事会の承認を得なければならない。

第4条（登録の手続）

会員チームは、選手登録に際し、WJBLに「WJBL登録申請書」と共に、選手毎に次の書類を提出しなければならない。

- ① エントリーシート（JBA競技番号を含む）
- ② 選手同意書
- ③ パスポート（写）
- ④ 外国籍選手登録承認書（WJBL理事会承認）（日本人選手は不要）
- ⑤ 経歴等の情報
- ⑥ 前各号の他、WJBLが指定する書類

また、ヘッドコーチまたはアシスタントコーチの登録は、JBAが認定したコーチライセンスを保有している者に限ることとする。但し、JBA及びWJBL理事会の承認により例外として扱われる者に関しては、この限りではない。

第5条（登録人数）

- (1) 登録選手数は、1チームあたり10名以上16名以下とする。
当該年度の登録を希望する会員チームが、特別な事情により、一次エントリー締切日において、登録人数が10名未満となる場合は、WJBL理事会の承認を必要とする。
- (2) 外国籍選手の登録は、1チームあたり2名以下とし、オンザコート的人数は、当該年度の「Wリーグ実施運営ガイド」で定めるものとする。外国籍選手は、(1)で定める登録選手数の内数となる。

第6条（登録の期限）

- (1) 会員チームは、Wリーグが開幕する5ヶ月前の月末（原則として毎年5月末日）までに、選手等の登録を行わなければならない（以下、本登録を「一次エントリー」という）。但し、会員チームは、Wリーグ開幕日の2ヶ月前の月末（原則として毎年8月末日）までに追加登録（以下、本登録を「二次エントリー」という）をすることが出来る。
- (2) 後記第10条に定める特例選手については（1）項は適用されず、アーリーエントリーに関しては、後記アーリーエントリー規程が適用される。

第7条（登録外選手）

- (1) 選手が、移籍または引退を希望する場合、会員チームは、WJBLが定める期日・方式に従い、「登録外選手」としなければならない。
- (2) 一次エントリーまでに登録されなかった選手及び「選手同意書」を所属チームに提出しなかった選手については、自動的に「登録外選手」とし扱われることとなり、全てのチームとの移籍交渉が可能となる。
- (3) 上記（2）の選手の移籍が成立した場合は二次エントリーでの登録が可能となる。二次エントリーの登録に際しては、移籍元チームの「移籍承諾書」の添付を要する。
- (4) 会員チームは、「登録外選手」を公式試合に出場させてはならない。
- (5) 会員チームは、「登録外選手」を保有することはできない。保有とは、将来の当該チームとしての登録を前提に、試合への帯同や練習への参加を行うことをいう。
- (6) 会員チームが上記（2）の趣旨に反し、または抵触していることが客観的に疑われる場合は、WJBL 理事会は、当該会員チームを調査（事情聴取、書面の提出等）し、対処方法を審議・決定する。当該会員チームは、調査に誠実に対応し、決定に従わなければならない。

第8条（登録外選手の再登録手続き）

- (1) 移籍希望選手及び一次エントリーまでに選手同意書の提出を行わなかった「登録外選手」は、二次エントリーまでに移籍登録を行わなければ当該年度は登録できないものとする。
- (2) 既に引退した「登録外選手」を再登録する場合は、移籍登録手続によらず本登録規程に則って手続きを行うものとする。

第9条（二重登録の禁止）

選手等は、一つのチームのみに所属することができ、複数のチームに所属し、あるいは重複して登録をすることはできない。

第10条（特例選手）

外国のバスケットボールチームの登録および登録を目指して渡航中の選手のうち、WJBL 理事会が、特に技量に優れ、日本の女子バスケットボール界に多大の貢献が期待されると認めた選手を「特例選手」とし、「特例選手」については、一次エントリー、二次エントリーの各締切日を過ぎても、帰国後、元所属する会員チームによる当該年度の登録申請を認める。特例選手については、当該年度中は、元所属するチーム以外のチームは移籍交渉してはならない。

第 11 条（登録の変更・拒否・抹消）

- (1) 会員チームは、「WJBL 登録申請書」の内容について変更が生じた場合は、速やかに WJBL に届出をしなければならない。
- (2) 試合の結果に影響を与える不正行為に関与した者、又は WJBL にとって著しい不利益となる行為を行った者の登録を認めず、既に登録がされていた場合は、これを取り消すことが出来る。
- (3) 登録において虚偽の記載がある場合も、前項と同様とする。

第 12 条（登録規程違反行為）

本登録規程に違反した会員チームについては、WJBL 理事会にて対処方法を審議し決定する。当該チームは、理事会の決定に従わなければならない。

第 13 条（その他の登録）

- (1) 選手は、登録前に JBA に対し、バスケットボール選手として選手登録しなければならない。また申請に必要な書類や手続・方法は別途 JBA が定めるものに従うものとする。
- (2) 会員チームは、JBA 及び WJBL 以外のバスケットボール競技関係団体又は連盟等に、重複してチーム登録することはできない。

アーリーエントリー規程

第 14 条（アーリーエントリー規程）

本規程の第 15 条から第 20 条は、選手のアーリーエントリーに関する規則を定めるものとする。

第 15 条（アーリーエントリーの目的・定義）

- (1) アーリーエントリーは、W リーグにおける将来の活躍が期待される若手競技者に、早期に活動の場を提供することにより、若手選手の育成とリーグの戦力向上を図ることを目的とする。
- (2) アーリーエントリーとは、在学中である競技者がチームとの雇用契約あるいは入団契約が当該年度に内定した場合に限り、当該入社および入団前にエントリー（競技者登録）できる制度のことをいう。

第 16 条（アーリーエントリー登録の条件対象競技者）

- (1) 対象競技者は、日本の大学に所属し、当該年度に卒業を予定している者とする。
- (2) 対象競技者が、外国籍選手の場合は第 3 条で定められた諸規程の条件を満たしている者でなければならない。
- (3) 対象競技者の人数制限は設けない。但し、次年度の一次エントリー時には、第 5 条で定めたチーム登録人数にしなければならない

第17条（アーリーエントリー契約）

アーリーエントリーの実施にあたっては、対象競技者、所属大学、チームの三者で、期間、費用および補償等に関して、契約（覚書を含む）を締結しなければならない。

第18条（アーリーエントリー登録手続）

- (1) 対象競技者の登録は、所属する大学チームの公式活動が終了するまで行うことはできない。
- (2) 対象競技者の登録は、大学連盟の選手登録を抹消した上でなされなければならないが、会員チームは、第4条で定める書類と共に、「アーリーエントリー申請書」並びに当該選手および大学チームと取り交わした「契約・入社（入団）内定合意確認書」をWJBLに提出しなければならない。

第19条（アーリーエントリーの期間）

- (1) 対象競技者の登録期間は、登録時から当該年度終了までとする。
- (2) 会員チームは、次年度のWリーグ一次エントリー時に、アーリーエントリー対象競技者を、通常の登録手続により登録しなければならない。登録ができない特別の事情が存在する場合は、WJBL理事会の承認を必要とする。

第20条（アーリーエントリー規程違反行為）

本アーリーエントリー規程に違反した会員チームについては、WJBL理事会にて対処方法を審議し決定する。当該チームは、理事会の決定に従わなければならない。

移籍規程

第21条（移籍規程）

本規程の第22条から第29条までは、選手の移籍に関する規則を定めるものである。

第22条（移籍の定義）

移籍とは、選手が現在所属している会員チーム（以下「移籍元チーム」という）を脱退し、他の会員チーム（以下「移籍先チーム」という）に所属を変更することをいう。

第23条（選手の移籍意思の尊重）

- (1) 当該年度終了後に選手が移籍を希望する場合、所属チームは、JBA基本規程（第113条〔移籍の手続き〕）に基づき、選手に不利な状況とならないように速やかに移籍手続をしなければならない。
- (2) 第6条に定める一次エントリー締切日を過ぎても、選手が、自らの意思に基づく「選手同意書」を所属チームに提出しない場合は、当該選手は自動的に「登録外選手」として扱われるものとする。なお、移籍希望選手の移籍先チームへの登録期限は、二次エントリー締切日までとする。

第 24 条（移籍の手続）

- (1) 登録選手が、移籍を希望する場合、会員チームは WJBL が定める期日・方式に従い「移籍競技者名簿」「移籍承諾書・移籍希望申請書」を WJBL に提出しなければならない。
WJBL は速やかに公示を行い選手の移籍が円滑に運ぶよう努める。
- (2) 前項により公示された当該選手に限り、会員チームは、公示日の翌日以降、移籍のための交渉を行い契約を締結することができる。
- (3) 当該選手の移籍先チームは、移籍契約締結後、速やかに「登録（移籍）申請書」を WJBL へ提出しなければならない。
- (4) 二次エントリーの登録に際し、移籍元チームからの「移籍承諾書」の提出がなされなかった場合、WJBL 理事会は当該移籍元チームに代わり同承諾書を発行することができる。

第 25 条（移籍の効力）

移籍の効力は、移籍先チームによる WJBL への選手登録が完了した時点で生じ、以降移籍選手は、移籍先チームにおける活動等を有効に行うことができる。

第 26 条（禁止事項）

会員チームおよび選手は、移籍に関して、以下の行為を行ってはならない。

- (1) 会員チームおよび選手は、WJBL による移籍競技者名簿（引退も含む）の公示前および登録外選手であることが明らかになる以前における移籍交渉を行ってはならない。
- (2) 選手登録終了後、当該年度内における移籍はできない。

第 27 条（引退選手の移籍）

会員チームより WJBL に対し選手の引退の届出がなされた場合、引退を公示した段階で当該会員チームへの属性効力は無効となる。なお、引退選手に対し、移籍等の交渉を希望する会員チームは、選手の意思を尊重した交渉を行わなければならない。

第 28 条（外国チームへの移籍等）

外国チームへの移籍ならびに外国チームからの移籍に関しては、JBA 基本規程〔第 121、122 条〕に基づき手続きを実施する。

第 29 条（移籍規程違反行為）

本移籍規程に違反した会員チームおよび選手については、WJBL 理事会にて対処方法を審議し決定する。当該会員チームおよび選手は、理事会の決定に従わなければならない。

運用行および改正

第 30 条（運用および改正）

本規程の運用または解釈に疑義が生じた場合は、WJB 運営部会にて協議の上適切に対処し、同運営部会において協議が整わない場合は、理事会で審議し決定する。

第 31 条（改正）

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第 32 条（施行）

本規程は、2017年4月1日から施行するものとし、本規程の施行前に登録および申請については、本規程は適用しない。

以上

〔改正〕

2014年4月24日

2015年5月28日

2017年1月19日（アーリーエントリー規程追加）

2017年4月1日（移籍規程追加修正）